

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年3月19日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、3名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、4名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

陽性判明日：3月18日

| 府番号 | 所在地域等 | 年代 | 性別 | 発症日 | 現在の症状 | 検査日 | 判明している概要 |
|------|-------|----|----|-------|----------------|-------|-------------------|
| 9238 | 山城北 | 30 | 女性 | 3月15日 | 鼻汁・鼻閉 | 3月17日 | 無職 |
| 9239 | 山城北 | 30 | 男性 | 3月16日 | 頭痛、痰 | 3月17日 | 会社員 |
| 9240 | 山城北 | 30 | 女性 | 3月14日 | 鼻閉、 味覚・嗅覚障害 | 3月17日 | 無職 府9207例目の接触者 |

2 退院及び入院勧告解除の状況

以下の4名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

- ・9124例目（3月18日）
- ・9125例目（3月18日）
- ・9185例目（3月18日）
- ・9131例目（3月19日）

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

報道に当たっては、個人情報保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。



療養者の状況（3月18日）

| 療養者数 | うち重症者数※ |
|------|---------|
| 103名 | 2名 |

※人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

PCR検査の状況（3月18日）

| 件数 | 新規陽性者数 | 陽性率（7日間平均） |
|------|--------|------------|
| 793件 | 11名 | 1.2% |

| | |
|---------------------------|--------------|
| 本件に関する問い合わせ先 | 075-414-4723 |
| その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 | 075-414-5487 |